

設計業務委託における注意事項について

設計業務の成果品において、後日擁壁の安定性が不足していたことが確認され、転倒や滑動の恐れがあることが判明する事案が発生しています。

今後このようなことを防ぐため、詳細設計照査要領及び下記に基づき、打合せや検査時において各係数や地盤条件、根拠となる基準などの設計条件の確認を行い、十分留意して業務を遂行するようお願いいたします。

記

1. 適用示方書・指針等

岡山市調査、設計、測量業務等共通仕様書『第1編 共通編』『第2章 設計業務等一般』
『(参考)適用示方書・指針等』を適用

アドレス:<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000028868.html>

2. 「土木構造物標準設計」を使用する際の注意事項

「土木構造物標準設計」は、上位基準(道路土工・擁壁工指針等)が改定されており、それに整合させる必要が生じたため、販売を終了しています。

よって、土木構造物標準設計の構造をそのまま使用することはせず、必ず構造計算等を行って構造を決定してください。

3. 安定計算及び構造計算について

構造物の形状を決定する際には、安定計算書及び構造計算書を提示し、その計算に適用した以下の項目の**適用示方書・指針等名**及び**記載頁**を資料に記載すること。

記載を求める項目

- ① 構造物の単位当たり重量(例:コンクリートの重量等)
- ② 自重以外の荷重(例:活荷重、衝突荷重等)
- ③ 土圧・荷重等の算出式名
- ④ ボーリングデータがない場合は、採用した土質定数
(土質試験や原位試験等の結果の定数であれば、土質定数を表記)
- ⑤ 地震時の計算が必要な場合、設計水平震度
- ⑥ 護岸構造物の水位
- ⑦ 構造物の許容応力度
- ⑧ 採用した安全率
- ⑨ 残留水位の条件
- ⑩ その他 監督員が必要とする資料

※基本は、全て同じ適用示方書・指針等になるが、違う指針等を採用する場合は、その理由も記載する。

4. 問合せ先

岡山市 財政局 財務部 監理検査課 技術監理担当

TEL :086-803-1368 メール:gijutsukanri@city.okayama.lg.jp